

社会保障税番号制度

マイナンバー(個人番号)制度が始まります

この制度は、社会保障、税、災害対策の分野で情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となります。

■期待される効果として、次の3つがあります。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

■平成27年10月から

マイナンバー(個人番号)が通知されます。

住民票を有する国民一人一人と中长期在留者や特別永住者など外国人の方に対し、原則として住民票の住所あてに、マイナンバー(12ケタの個人番号)が記載された「通知カード」が送られます。

券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載されています。



通知カードのイメージ図

■平成28年1月から

マイナンバー(個人番号)を利用します。

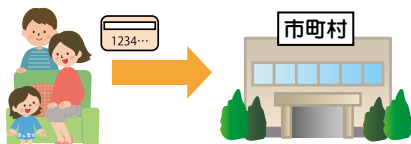
社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要となります。

このため、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当、その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

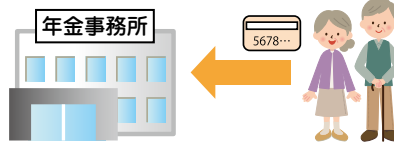
また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合、勤務先や証券会社、金融機関などにマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーはこのような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。



厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します。

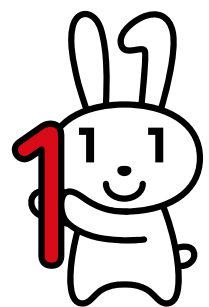


勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。



従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市町村に提出します。

市民の皆さんは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります



申請・交付スケジュール

平成27年 10月 **マイナンバーの付番**

平成27年 10月～12月 **マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。**

- ◇氏名、住所等は印刷されているので写真添付、署名または捺印し、返信するだけで申請完了。
- ◇スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請することも可能。

平成28年 1月～ **市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁し、本人確認のうえ、交付。**

- ◇交付手数料は**無料**。
- ◇来庁は交付時の1回のみ。
- ◇申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意。

平成28年1月から**個人番号カードが申請により無料で交付されます。**

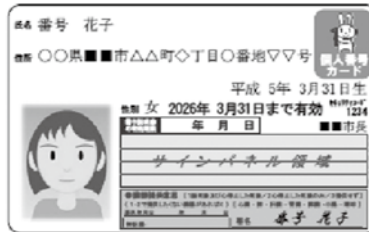
個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できません。

カードのICチップに搭載された電子証明書を使用して、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えます。

※個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。

そのため個人番号カード1枚からすべての個人情報がかかってしまうことはありません。



▲表面(案)



個人番号カードのイメージ

▲裏面(案)

民間事業者も 税や社会保険の手続きで マイナンバーを取り扱います

国民

- 従業員やその扶養家族
- 金融機関の顧客 原稿の執筆者など

個人番号の提示 個人番号1234...

源泉徴収票や支払調書の作成

健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届の作成

各種法定調書や被保険者資格取得届等に個人番号を記載し、行政機関等に提出します。

支払調書(イメージ)		被保険者資格取得届(イメージ)		
支払を受ける者	個人番号 1234... 氏名 番号 太郎	個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
		5678...	難波 一郎	25.4.1
		9876...	難波 花子	25.4.1

法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用することはできません

行政機関

- 税務署 市町村
- 年金事務所 健康保険組合 ハローワーク

事業者の皆さんへ

平成28年1月以降、次の手続きを行うためにマイナンバーが必要となります。

- 企業が行う、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続き、給料からの源泉徴収や税務処理など。
- 証券会社や保険会社等の金融機関が行う、利金、配当金、保険金等の税務処理。
- 外部の方が行う講演や執筆に対し報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をする場合など。

マイナンバー制度のお問い合わせは **0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)

※おかけ間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。
午前9時30分～午後5時30分
(土日祝日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

【問合せ】行政経営課(内線591)